

2012年10月26日

国土交通省霞ヶ浦河川事務所長 様

NPO法人アサザ基金
代表理事 飯島 博



霞ヶ浦への放射性物質の蓄積を促進する
水位上昇管理の中止を求める申し入れ

昨年発生した福島第一原発の爆発事故により、霞ヶ浦流域に広く降下した放射性物質は流入河川をとおして霞ヶ浦に集積しつつあり、多くの住民が不安を感じています。霞ヶ浦の放射能汚染は多くの人々の生活に直結した深刻な問題です。

霞ヶ浦がこのような状況にあるにも関わらず、霞ヶ浦河川事務所は昨年11月から今年3月にかけて湖水位の上昇管理を実施しています。湖水位の上昇管理は、逆水門の閉鎖時間を増加させ湖水を停滞させ、湖に流入した放射性物質の湖底への蓄積を促進します。また、水位上昇によって湖岸のヨシ原などの植生帯や砂浜が湛水することで、湖内に蓄積した放射性物質がこれらの湖岸（生活圏）近くに移動しやすくなります。

私たちが実施している全流入河川での放射性物質モニタリングによっても、河川内に蓄積していた放射性物質が湖に移動しつつあることが分かっています。このように流入河川から大量の放射性物質が湖へと移動集積しつつあるにも関わらず、霞ヶ浦河川事務所は今年度も湖の閉鎖性を高める湖水位上昇を実施しようとしています。

放射能汚染という霞ヶ浦がかつて経験したことの無い危機に直面している今日、霞ヶ浦河川事務所は湖への汚染を出来るかぎり減らそうと努力するべきであるにも関わらず、汚染をより深刻化させる恐れのある逆水門の管理や水位上昇管理、石積み消波施設（離岸堤）の設置を実施し続けています。また、6月22日付けで私たちが提出した「霞ヶ浦への放射性物質の蓄積を促進する石積み消波施設の造成の中止を求める申し入れ」回答期限7月20日への回答さえしやうとしません。

霞ヶ浦河川事務所は、国民の命と健康、自然生態系を危険に晒す水位上昇管理や逆水門管理を中止して、放射能汚染対策に必要な取り組みを開始するべきです。

私たちは、以下の申し入れをします。

1. 水位上昇管理の実施を中止すること。
2. できるだけ湖内に放射性物質が蓄積しないよう逆水門の管理を見直すこと。
3. 汚染されたヘドロの蓄積を促進する石積み消波施設の設置を中止すること。

以上の3項目の申し入れについて、11月15日までに文書にてご回答ください。

連絡先：NPO 法人アサザ基金事務所

〒300-1222 牛久市南3-4-21

でんわ 029-871-7166

メール asaza@jcom.home.ne.jp

